

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年三月二十九日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）山陽マルナカ日生店

所在地 備前市穂浪字小柳二五四一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五一二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前)

三百台（駐車場一 百四十三台、駐車場二 百五十七台）

(変更後)

百九十二台（駐車場一 百二十八台、駐車場二 六十四台）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

百三十六台（駐輪場一 四十三台、駐輪場二 八十三台、
駐輪場三 十台）

(変更後)

百五台（駐輪場一 三十台、駐輪場二 七十五台）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場一 午前七時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場二 午前七時三十分から午後十時まで

(変更後)

駐車場一及び二 午前七時三十分から午後十一時三十分まで

- 4 変更年月日
平成二十三年十一月十七日
- 二 届出年月日
平成二十三年三月十六日
- 三 縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
平成二十三年三月二十九日から同年七月二十九日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び備前市産業部商工観光課